

育児・介護休業法の抜本的改正及び保育施策の拡充を求める件

近年、わが国では少子化が急速に進行しています。一人の女性が一生の間に産む子供の数に相当する合計特殊出生率は、1999年には1.34人となり、経済・社会に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。その対応としては、固定的な男女の役割分業や雇用慣行を是正し、男女共同参画社会の実現など、新しい枠組みを目指すことが必要です。

現在の、仕事と家庭を両立させる支援策の柱である育児・介護休業法には、まだ多くの改善すべき課題があり、労働省も改正に向けて、女性少年問題審議会で審議をしております。この機会に、短時間勤務制度の拡充、子供・家族看護制度の新設、男性の育児休業取得促進及び時間外労働などの免除措置、あわせてそれら制度が浸透しにくい中小企業に対する必要な措置を、育児・介護休業法に盛り込む抜本的改正が求められています。

また同時に、社会環境整備として、待機児童の解消をはじめとする多様な保育ニーズに対応した保育サービスの実現、放課後児童健全育成事業の拡充及び無認可保育所を届出制とするための法整備も必要とされています。

よって、国会及び政府におかれましては、2001年通常国会において、法整備を含めた少子化対策の実現に向け、より一層強力に取り組まれることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年12月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
大蔵大臣
厚生大臣
労働大臣

様

仙台市議会議長 岡 征 男